

入札公告

福島県庁舎外来駐車場運営管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和6年6月3日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 業務の委託範囲と委託契約に含まれる附帯の条件
 - ア 駐車場管制装置（以下「装置」という。）の設置及び附帯する工事
 - イ 装置の二次側電気工事
 - ウ 装置の保守・メンテナンス
 - エ 使用料収入に係る収納事務を含む日常運営・管理業務
 - オ 24時間のスムーズな利用者対応を図るための通信手段の設置及びコールセンター一等対応の実施
 - カ 防犯対策に伴う設備（精算機保護、監視カメラ等）の設置と対応業務
 - キ 本契約業務を遂行するにあたって必要な各種保険の付保
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
令和6年7月1日から令和11年6月30日まで
- (4) 履行場所
福島県庁舎外来駐車場（以下「駐車場」という。）
- (5) 駐車場の概要
 - ・所在地：福島県福島市杉妻町14番1号
 - ・収容台数：350台
 - ・面積：9,336.34㎡
 - ・形態：屋外平面（一部自走2段式 1階 44台 2階 39台）
- (6) 駐車場の使用時間
 - ・1日の使用時間：午前0時から午後12時までの24時間
 - ・使用期間：年間無休
 - ・使用形態：一時利用
- (7) 利用料金収入
利用料金は全て県の収入とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しないものであること。
- (5) 過去2年間において国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人の駐車場運営管理業務を12か月以上継続して履行した実績があること。

3 入札参加手続き等

- (1) 本件入札においては、開札後直ちに入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書、契約の条項、入札説明書等の配布
 - ア 配布期間 令和6年6月3日（月）から令和6年6月13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - イ 配布場所 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部施設管理課
電話024-521-7080
 - ウ その他
郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚程度が入る程度の大きさで、210円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3の(2)に掲げる場所まで請求すること。

4 入札方法等

- (1) 入札書の提出について
入札説明書による。
- (2) 入札日時等
 - ア 入札日時 令和6年6月14日（金）午前10時30分から
 - イ 入札場所 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁西庁舎3階326会議室
- (3) 開札は、入札終了後直ちに入札会場で行うものとする。
- (4) 入札結果の公表及び方法
入札説明書による。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はいく引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとする。

当該者の入札参加資格が確認できなかった場合は、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はいく引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとし、確認できなかった場合は以下同様に行うものとする。

また、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者が、入札参加資格を確認できなかった場合において、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者がいなかったときは、引き続き再度の入札を行うこととする。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査及び落札者の決定については、入札説明書による。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書のとおり。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

8 その他

(1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるものであって、最低額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他詳細は入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県総務部施設管理課

電話番号 024-521-7080

ファクシミリ 024-521-7812

電子メール shisetsukanri@pref.fukushima.lg.jp

(施設管理課)